

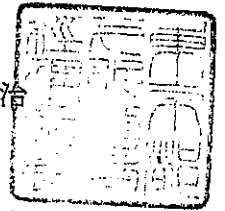


28 下経業第 671 号

平成 29 年 2 月 13 日

一般社団法人 東京都建設業協会
会長 飯塚 恒生 様

東京都下水道局経理部長
田 中 宏 治



「公共下水道一時使用届」の事前提出の周知について（依頼）

日頃より、東京都の下水道事業にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、東京 23 区内で建設工事に伴い発生する工事湧水は、事業に起因する「汚水」であり、公共下水道に排除する場合は、東京都下水道条例第 8 条の規定により、あらかじめ「公共下水道一時使用届」を提出していただき、汚水排出量に応じて下水道使用料を納付いただいております。

しかしながら、今般、公共下水道一時使用届を提出せずは無届で、公共下水道に汚水を排除している事例が見受けられました。また、無届使用の理由としては、担当者が「公共下水道一時使用届」を提出しなければならないという認識がなかったということが判明しました。

そこで、「公共下水道一時使用届」の事前提出の周知を図るために、別紙のとおりリーフレットを作成しました。

つきましては、工事湧水を公共下水道に排除する場合は、あらかじめ「公共下水道一時使用届」の提出が必要であることについて、改めて会員各位に周知していただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

東京都下水道局経理部
業務管理課企画指導担当
電話 03-5320-6573

公共下水道一時使用届 (記入例)

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第8条の規定により、公共下水道の一時使用(開始・再開)について、次のとおり届出を行います。

公共下水道の利用者(法人の代表者等)を記入		新宿区 西新宿二丁目 8番 1		代表者印、役職者印、又は社判を押印(個人名の私印は不可)		届出を行った日を記入	
届出人		電話 5321-1111		届出年月日		29年 4月 1日	
請求書の送付先住所、宛名を記入		○×建設工業株式会社 代表取締役 下水太郎 印		担当者名		下水二郎 現場担当者の氏名を記入	
料金支払場所及び支払人氏名		1 6 3 8 0 0 1 新宿区西新宿二丁目8番1号 ○×建設工業株式会社 経理課 下水三郎		電話		5321-6573 上記担当者の連絡先を記入	
使用場所		新宿区 西新宿九丁目 99番 99号		工事現場の住所を記入 (登記簿上の地番ではなく、住居表示で記入してください。)			
工事名		西新宿プロジェクト 建築確認書等に記載されている工事名を記入					
使用予定期間		自 29年 4月 20日		ポンプ 台数	2台	予定 排出量	2 m ³ /日
		至 29年 7月 25日					

(注) 1 一時使用を(実際に下水道を一時使用する期間を記入) (予定で結構です。)

2 届出人の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

排水作業を実施するポンプの予定台数を記入 (予定で結構です。)

工事期間中の予定排出量を記入 (予定で結構です。)

出張所一覧
(公共下水道一時使用届の提出先)

所管地域	所課名	所在地 電話番号
千代田区	中部下水道事務所 千代田出張所	千代田区大手町2-6-2 3270-7325
中央区	中部下水道事務所 中央出張所	中央区日本橋箱崎町44-9 3668-8661
港区(台場地区を除く)	中部下水道事務所 港出張所	港区三田2-20-14 3798-5243
渋谷区	中部下水道事務所 渋谷出張所	渋谷区東2-13-6 3400-9477
文京区	北部下水道事務所 文京出張所	文京区千石4-29-4 5976-2516
台東区	北部下水道事務所 台東出張所	台東区蔵前2-1-8 5821-2401
豊島区	北部下水道事務所 豊島出張所	豊島区雑司が谷1-11-9 3989-8523
荒川区	北部下水道事務所 荒川出張所	荒川区荒川8-25-1 5615-2891
墨田区	東部第一下水道事務所 墨田出張所	墨田区横網1-4-12 3622-7005
江東区 港区のうち台場地区 品川区のうち東八潮地区	東部第一下水道事務所 江東出張所	江東区東陽7-1-14 3645-9273
足立区	東部第二下水道事務所 足立出張所	足立区西伊興1-2-23 3855-7411
葛飾区	東部第二下水道事務所 葛飾出張所	葛飾区小菅1-2-1 3602-5755
江戸川区	東部第二下水道事務所 江戸川出張所	江戸川区松江5-22-10 5658-4481
新宿区	西部第一下水道事務所 新宿出張所	新宿区上落合1-2-40 3363-9931
中野区	西部第一下水道事務所 中野出張所	中野区新井3-37-4 5343-5651
杉並区	西部第一下水道事務所 杉並出張所	杉並区下井草2-6-13 3394-9457
北区	西部第二下水道事務所 北出張所	北区浮間4-27-1 3969-6490
板橋区	西部第二下水道事務所 板橋出張所	板橋区大谷口北町52-1 5965-2161
練馬区	西部第二下水道事務所 練馬出張所	練馬区豊玉北4-15-1 5999-5650
品川区(東八潮地区を除く)	南部下水道事務所 品川出張所	品川区西品川1-8-1 3495-0351
目黒区	南部下水道事務所 目黒出張所	目黒区下目黒2-1-15 3491-7867
大田区	南部下水道事務所 大田出張所	大田区大森西7-4-24 3764-3691
世田谷区	南部下水道事務所 世田谷出張所	世田谷区弦巻4-30-1 5477-2120

公共下水道一時使用届の提出をお願いします

日頃より、下水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東京23区内で、建設工事に伴って発生する工事湧水(地中掘削時に一時的に発生する湧き水)は、事業活動の結果として発生する汚水であり、公共下水道に排出される際には、下水道料金の対象になります。

工事湧水を公共下水道に排出される際には、あらかじめ、**公共下水道一時使用届**(裏面)及び添付書類(排水系統図、工程表、調査表等)の提出が必要になりますので、所管する下水道事務所出張所へご提出をお願いします。

なお、リチャージウェル工法等の特殊工法により、工事湧水を公共下水道に排出しない予定であっても、あらかじめ、下記下水道事務所にご相談ください。

◆ 東京都下水道条例(抜粋)

(使用の開始等の届出)

第8条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用するときは、この限りではない。

◆ 下水道料金の徴収について

下水道料金は使用水量に応じて算定します。また、工事湧水の使用水量は、計量容器による測定等を行って認定します。

下水道料金の計算方法、届出書類、出張所所在地等の詳細については、東京都下水道局のホームページ(<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/kurasi/ryoukin/ryokin.htm>)をご覧ください。

<問合せ先>

下水道事務所	連絡先	管轄
中部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3270-8321	千代田区、中央区、港区※、渋谷区
北部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5820-4348	文京区、台東区、豊島区、荒川区
東部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3645-9646	墨田区、江東区、港区・品川区の一部※
東部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5680-1335	足立区、葛飾区、江戸川区
西部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5343-6206	新宿区、中野区、杉並区
西部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3969-2700	北区、板橋区、練馬区
南部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5734-5041	品川区※、目黒区、大田区、世田谷区

※港区台場地区、品川区東八潮地区は東部第一下水道事務所が管轄

このリーフレットは、「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、該当する団体と契約し、作成しています。

第9号様式の2(第26条関係)

公共下水道一時使用届

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第8条の規定により、公共下水道の一時使用（開始・再開）について、次のとおり届け出ます。

お客さまサービス課					出張所	
課長	業務担当		管路施設担当		所長	係員
	課長代理	係員	課長代理	係員		

届出人	区 丁目 番 号 電話 印	届出年月日	年	月	日
		担当者名			
料金支払場所及び 支払人氏名	□□□□-□□□□		電 話		
使用場所	区 丁目 番 号				
工事名					
使用予定期間	自 年 月 日	ポンプ 台 数	台	予 定 排 出 量	m ³ /日
	至 年 月 日				

- (注) 1 一時使用を休止又は廃止する場合は、別途、東京都下水道条例施行規程別記第9号様式（公共下水道使用届）により届け出て下さい。
2 届出人の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

公共下水道一時使用届の提出をお願いします

日頃より、下水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東京23区内で、建設工事に伴って発生する工事湧水(地中掘削時に一時的に発生する湧き水)は、事業活動の結果として発生する汚水であり、公共下水道に排出される際には、下水道料金の対象になります。

工事湧水を公共下水道に排出される際には、あらかじめ、**公共下水道一時使用届**(裏面)及び添付書類(排水系統図、工程表、調査表等)の提出が必要になりますので、所管する下水道事務所出張所へご提出をお願いします。

なお、リチャージウェル工法等の特殊工法により、工事湧水を公共下水道に排出しない予定であっても、あらかじめ、下記下水道事務所にご相談ください。

◆ 東京都下水道条例(抜粋)

(使用の開始等の届出)

第8条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用するときは、この限りではない。

◆ 下水道料金の徴収について

下水道料金は使用水量に応じて算定します。また、工事湧水の使用水量は、計量容器による測定等を行って認定します。

下水道料金の計算方法、届出書類、出張所所在地等の詳細については、東京都下水道局のホームページ(<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/kurasi/ryoukin/ryokin.htm>)をご覧ください。

<問合せ先>

下水道事務所	連絡先	管轄
中部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3270-8321	千代田区、中央区、港区※、渋谷区
北部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5820-4348	文京区、台東区、豊島区、荒川区
東部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3645-9646	墨田区、江東区、港区・品川区の一部※
東部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5680-1335	足立区、葛飾区、江戸川区
西部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5343-6206	新宿区、中野区、杉並区
西部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3969-2700	北区、板橋区、練馬区
南部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5734-5041	品川区※、目黒区、大田区、世田谷区

※港区台場地区、品川区東八潮地区は東部第一下水道事務所が管轄

このリーフレットは、「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、該当する団体と契約し、作成しています。

第9号様式の2(第26条関係)

公共下水道一時使用届

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第8条の規定により、公共下水道の一時使用（開始・再開）について、次のとおり届け出ます。

お客さまサービス課					出張所	
課長	業務担当		管路施設担当		所長	係員
	課長代理	係員	課長代理	係員		

届出人	区 丁目 番 号 電話 印	届出年月日	年	月	日
		担当者名			
料金支払場所及び 支払人氏名	□□□-□□□□		電話		
使用場所	区 丁目 番 号				
工事名					
使用予定期間	自 年 月 日	ポンプ 台 数	台	予 定 排 出 量	m ³ /日
	至 年 月 日				

- (注) 1 一時使用を休止又は廃止する場合は、別途、東京都下水道条例施行規程別記第9号様式（公共下水道使用届）により届け出て下さい。
2 届出人の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

公共下水道一時使用届の提出をお願いします

日頃より、下水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東京23区内で、建設工事に伴って発生する工事湧水(地中掘削時に一時的に発生する湧き水)は、事業活動の結果として発生する汚水であり、公共下水道に排出される際には、下水道料金の対象になります。

工事湧水を公共下水道に排出される際には、あらかじめ、**公共下水道一時使用届(裏面)**及び添付書類(排水系統図、工程表、調査表等)の提出が必要になりますので、所管する下水道事務所出張所へご提出をお願いします。

なお、リチャージウェル工法等の特殊工法により、工事湧水を公共下水道に排出しない予定であっても、あらかじめ、下記下水道事務所にご相談ください。

◆ 東京都下水道条例(抜粋)

(使用の開始等の届出)

第8条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用するときは、この限りではない。

◆ 下水道料金の徴収について

下水道料金は使用水量に応じて算定します。また、工事湧水の使用水量は、計量容器による測定等を行って認定します。

下水道料金の計算方法、届出書類、出張所所在地等の詳細については、東京都下水道局のホームページ(<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/kurasi/ryoukin/ryokin.htm>)をご覧ください。

＜問合せ先＞

下水道事務所	連絡先	管轄
中部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3270-8321	千代田区、中央区、港区※、渋谷区
北部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5820-4348	文京区、台東区、豊島区、荒川区
東部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3645-9646	墨田区、江東区、港区・品川区の一部※
東部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5680-1335	足立区、葛飾区、江戸川区
西部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5343-6206	新宿区、中野区、杉並区
西部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3969-2700	北区、板橋区、練馬区
南部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5734-5041	品川区※、目黒区、大田区、世田谷区

※港区台場地区、品川区東八潮地区は東部第一下水道事務所が管轄

このリーフレットは、「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、該当する団体と契約し、作成しています。

第9号様式の2(第26条関係)

公共下水道一時使用届

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第8条の規定により、公共下水道の一時使用（開始・再開）について、次のとおり届け出ます。

お客さまサービス課					出張所	
課長	業務担当		管路施設担当		所長	係員
	課長代理	係員	課長代理	係員		

届出人	区 丁目 番 号 電話 印	届出年月日	年	月	日
		担当者名			
料金支払場所及び 支払人氏名	-		電 話		
使用場所	区 丁目 番 号				
工事名					
使用予定期間	自 年 月 日	ポンプ 台 数	台	予 定 排 出 量	m ³ /日
	至 年 月 日				

- (注) 1 一時使用を休止又は廃止する場合は、別途、東京都下水道条例施行規程別記第9号様式（公共下水道使用届）により届け出て下さい。
2 届出人の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

公共下水道一時使用届の提出をお願いします

日頃より、下水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東京23区内で、建設工事に伴って発生する工事湧水(地中掘削時に一時的に発生する湧き水)は、事業活動の結果として発生する汚水であり、公共下水道に排出される際には、下水道料金の対象になります。

工事湧水を公共下水道に排出される際には、あらかじめ、**公共下水道一時使用届**(裏面)及び添付書類(排水系統図、工程表、調査表等)の提出が必要になりますので、所管する下水道事務所出張所へご提出をお願いします。

なお、リチャージウェル工法等の特殊工法により、工事湧水を公共下水道に排出しない予定であっても、あらかじめ、下記下水道事務所にご相談ください。

◆ 東京都下水道条例(抜粋)

(使用の開始等の届出)

第8条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用するときは、この限りではない。

◆ 下水道料金の徴収について

下水道料金は使用水量に応じて算定します。また、工事湧水の使用水量は、計量容器による測定等を行って認定します。

下水道料金の計算方法、届出書類、出張所所在地等の詳細については、東京都下水道局のホームページ(<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/kurasi/ryoukin/ryokin.htm>)をご覧ください。

<問合せ先>

下 水 道 事 務 所	連絡先	管 轄
中部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3270-8321	千代田区、中央区、港区※、渋谷区
北部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5820-4348	文京区、台東区、豊島区、荒川区
東部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3645-9646	墨田区、江東区、港区・品川区の一部※
東部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5680-1335	足立区、葛飾区、江戸川区
西部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5343-6206	新宿区、中野区、杉並区
西部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3969-2700	北区、板橋区、練馬区
南部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5734-5041	品川区※、目黒区、大田区、世田谷区

※港区台場地区、品川区東八潮地区は東部第一下水道事務所が管轄

このリーフレットは、「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、該当する団体と契約し、作成しています。

第9号様式の2(第26条関係)

公共下水道一時使用届

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第8条の規定により、公共下水道の一時使用（開始・再開）について、次のとおり届け出ます。

お客さまサービス課					出張所	
課長	業務担当		管路施設担当		所長	係員
	課長代理	係員	課長代理	係員		

届出人	区 丁目 番 号 電話 印	届出年月日	年	月	日
		担当者名			
料金支払場所及び 支払人氏名	□□□□-□□□□		電 話		
使用場所	区 丁目 番 号				
工事名					
使用予定期間	自 年 月 日	ポンプ 台 数	台	予 定 排 出 量	m ³ /日
	至 年 月 日				

- (注) 1 一時使用を休止又は廃止する場合は、別途、東京都下水道条例施行規程別記第9号様式（公共下水道使用届）により届け出て下さい。
2 届出人の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

公共下水道一時使用届の提出をお願いします

日頃より、下水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東京23区内で、建設工事に伴って発生する工事湧水(地中掘削時に一時的に発生する湧き水)は、事業活動の結果として発生する汚水であり、公共下水道に排出される際には、下水道料金の対象になります。

工事湧水を公共下水道に排出される際には、あらかじめ、**公共下水道一時使用届**(裏面)及び添付書類(排水系統図、工程表、調査表等)の提出が必要になりますので、所管する下水道事務所出張所へご提出をお願いします。

なお、リチャージウェル工法等の特殊工法により、工事湧水を公共下水道に排出しない予定であっても、あらかじめ、下記下水道事務所にご相談ください。

◆ 東京都下水道条例(抜粋)

(使用の開始等の届出)

第8条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用するときは、この限りではない。

◆ 下水道料金の徴収について

下水道料金は使用水量に応じて算定します。また、工事湧水の使用水量は、計量容器による測定等を行って認定します。

下水道料金の計算方法、届出書類、出張所所在地等の詳細については、東京都下水道局のホームページ(<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/kurasi/ryoukin/ryokin.htm>)をご覧ください。

<問合せ先>

下水道事務所	連絡先	管 轄
中部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3270-8321	千代田区、中央区、港区※、渋谷区
北部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5820-4348	文京区、台東区、豊島区、荒川区
東部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3645-9646	墨田区、江東区、港区・品川区の一部※
東部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5680-1335	足立区、葛飾区、江戸川区
西部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5343-6206	新宿区、中野区、杉並区
西部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3969-2700	北区、板橋区、練馬区
南部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5734-5041	品川区※、目黒区、大田区、世田谷区

※港区台場地区、品川区東八潮地区は東部第一下水道事務所が管轄

このリーフレットは、「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、該当する団体と契約し、作成しています。

第9号様式の2(第26条関係)

公共下水道一時使用届

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第8条の規定により、公共下水道の一時使用（開始・再開）について、次のとおり届け出ます。

お客さまサービス課					出張所	
課長	業務担当		管路施設担当		所長	係員
	課長代理	係員	課長代理	係員		

届出人	区 丁目 番 号 電話 印	届出年月日	年	月	日
		担当者名			
料金支払場所及び 支払人氏名	□□□□-□□□□		電 話		
使用場所	区 丁目 番 号				
工事名					
使用予定期間	自 年 月 日	ポンプ 台 数	台	予 定 排 出 量	m ³ /日
	至 年 月 日				

- (注) 1 一時使用を休止又は廃止する場合は、別途、東京都下水道条例施行規程別記第9号様式（公共下水道使用届）により届け出て下さい。
2 届出人の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

公共下水道一時使用届の提出をお願いします

日頃より、下水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東京23区内で、建設工事に伴って発生する工事湧水(地中掘削時に一時的に発生する湧き水)は、事業活動の結果として発生する汚水であり、公共下水道に排出される際には、下水道料金の対象になります。

工事湧水を公共下水道に排出される際には、あらかじめ、**公共下水道一時使用届(裏面)**及び添付書類(排水系統図、工程表、調査表等)の提出が必要になりますので、所管する下水道事務所出張所へご提出をお願いします。

なお、リチャージウェル工法等の特殊工法により、工事湧水を公共下水道に排出しない予定であっても、あらかじめ、下記下水道事務所にご相談ください。

◆ 東京都下水道条例(抜粋)

(使用の開始等の届出)

第8条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用するときは、この限りではない。

◆ 下水道料金の徴収について

下水道料金は使用水量に応じて算定します。また、工事湧水の使用水量は、計量容器による測定等を行って認定します。

下水道料金の計算方法、届出書類、出張所所在地等の詳細については、東京都下水道局のホームページ(<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/kurasi/ryoukin/ryokin.htm>)をご覧ください。

<問合せ先>

下水道事務所	連絡先	管 轄
中部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3270-8321	千代田区、中央区、港区※、渋谷区
北部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5820-4348	文京区、台東区、豊島区、荒川区
東部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3645-9646	墨田区、江東区、港区・品川区の一部※
東部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5680-1335	足立区、葛飾区、江戸川区
西部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5343-6206	新宿区、中野区、杉並区
西部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3969-2700	北区、板橋区、練馬区
南部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5734-5041	品川区※、目黒区、大田区、世田谷区

※港区台場地区、品川区東八潮地区は東部第一下水道事務所が管轄

このリーフレットは、「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、該当する団体と契約し、作成しています。

第9号様式の2(第26条関係)

公共下水道一時使用届

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第8条の規定により、公共下水道の一時使用（開始・再開）について、次のとおり届け出ます。

お客さまサービス課					出張所	
課長	業務担当		管路施設担当		所長	係員
	課長代理	係員	課長代理	係員		

届出人	区 丁目 番 号 電話 印	届出年月日	年	月	日
		担当者名			
料金支払場所及び 支払人氏名	□□□□-□□□□		電 話		
使用場所	区 丁目 番 号				
工事名					
使用予定期間	自 年 月 日	ポンプ 台 数	台	予 定 排 出 量	m ³ /日
	至 年 月 日				

- (注) 1 一時使用を休止又は廃止する場合は、別途、東京都下水道条例施行規程別記第9号様式（公共下水道使用届）により届け出て下さい。
2 届出人の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

公共下水道一時使用届の提出をお願いします

日頃より、下水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東京23区内で、建設工事に伴って発生する工事湧水(地中掘削時に一時的に発生する湧き水)は、事業活動の結果として発生する汚水であり、公共下水道に排出される際には、下水道料金の対象になります。

工事湧水を公共下水道に排出される際には、あらかじめ、**公共下水道一時使用届**(裏面)及び添付書類(排水系統図、工程表、調査表等)の提出が必要になりますので、所管する下水道事務所出張所へご提出をお願いします。

なお、リチャージウェル工法等の特殊工法により、工事湧水を公共下水道に排出しない予定であっても、あらかじめ、下記下水道事務所にご相談ください。

◆ 東京都下水道条例(抜粋)

(使用の開始等の届出)

第8条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用するときは、この限りではない。

◆ 下水道料金の徴収について

下水道料金は使用水量に応じて算定します。また、工事湧水の使用水量は、計量容器による測定等を行って認定します。

下水道料金の計算方法、届出書類、出張所所在地等の詳細については、東京都下水道局のホームページ(<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/kurasi/ryoukin/ryokin.htm>)をご覧ください。

<問合せ先>

下水道事務所	連絡先	管 轄
中部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3270-8321	千代田区、中央区、港区※、渋谷区
北部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5820-4348	文京区、台東区、豊島区、荒川区
東部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3645-9646	墨田区、江東区、港区・品川区の一部※
東部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5680-1335	足立区、葛飾区、江戸川区
西部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5343-6206	新宿区、中野区、杉並区
西部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3969-2700	北区、板橋区、練馬区
南部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5734-5041	品川区※、目黒区、大田区、世田谷区

※港区台場地区、品川区東八潮地区は東部第一下水道事務所が管轄

このリーフレットは、「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、該当する団体と契約し、作成しています。

第9号様式の2(第26条関係)

公共下水道一時使用届

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第8条の規定により、公共下水道の一時使用（開始・再開）について、次のとおり届け出ます。

お客さまサービス課					出張所	
課長	業務担当		管路施設担当		所長	係員
	課長代理	係員	課長代理	係員		

届出人	区		丁目	番	号	届出年月日	年	月	日
	電話					印	担当者名		
料金支払場所及び 支払人氏名	□□□□-□□□□					電話			
使用場所	区		丁目	番	号				
工事名									
使用予定期間	自	年	月	日	ポンプ 台数	台	予 定 排 出 量	m ³ /日	
	至	年	月	日					

(注) 1 一時使用を休止又は廃止する場合は、別途、東京都下水道条例施行規程別記第9号様式（公共下水道使用届）により届け出て下さい。

2 届出人の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

公共下水道一時使用届の提出をお願いします

日頃より、下水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東京23区内で、建設工事に伴って発生する工事湧水(地中掘削時に一時的に発生する湧き水)は、事業活動の結果として発生する汚水であり、公共下水道に排出される際には、下水道料金の対象になります。

工事湧水を公共下水道に排出される際には、あらかじめ、**公共下水道一時使用届**(裏面)及び添付書類(排水系統図、工程表、調査表等)の提出が必要になりますので、所管する下水道事務所出張所へご提出をお願いします。

なお、リチャージウェル工法等の特殊工法により、工事湧水を公共下水道に排出しない予定であっても、あらかじめ、下記下水道事務所にご相談ください。

◆ 東京都下水道条例(抜粋)

(使用の開始等の届出)

第8条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用するときは、この限りではない。

◆ 下水道料金の徴収について

下水道料金は使用水量に応じて算定します。また、工事湧水の使用水量は、計量容器による測定等を行って認定します。

下水道料金の計算方法、届出書類、出張所所在地等の詳細については、東京都下水道局のホームページ(<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/kurasi/ryoukin/ryokin.htm>)をご覧ください。

<問合せ先>

下水道事務所	連絡先	管轄
中部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3270-8321	千代田区、中央区、港区※、渋谷区
北部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5820-4348	文京区、台東区、豊島区、荒川区
東部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3645-9646	墨田区、江東区、港区・品川区の一部※
東部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5680-1335	足立区、葛飾区、江戸川区
西部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5343-6206	新宿区、中野区、杉並区
西部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3969-2700	北区、板橋区、練馬区
南部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5734-5041	品川区※、目黒区、大田区、世田谷区

※港区台場地区、品川区東八潮地区は東部第一下水道事務所が管轄

このリーフレットは、「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、該当する団体と契約し、作成しています。

第9号様式の2(第26条関係)

公共下水道一時使用届

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第8条の規定により、公共下水道の一時使用（開始・再開）について、次のとおり届け出ます。

お客さまサービス課					出張所	
課長	業務担当		管路施設担当		所長	係員
	課長代理	係員	課長代理	係員		

届出人	区 丁目 番 号 電話 印	届出年月日	年	月	日
		担当者名			
料金支払場所及び 支払人氏名	□□□□-□□□□		電 話		
使用場所	区 丁目 番 号				
工事名					
使用予定期間	自 年 月 日	ポンプ 台 数	台	予 定 排 出 量	m ³ /日
	至 年 月 日				

- (注) 1 一時使用を休止又は廃止する場合は、別途、東京都下水道条例施行規程別記第9号様式（公共下水道使用届）により届け出て下さい。
2 届出人の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

公共下水道一時使用届の提出をお願いします

日頃より、下水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東京23区内で、建設工事に伴って発生する工事湧水(地中掘削時に一時的に発生する湧き水)は、事業活動の結果として発生する汚水であり、公共下水道に排出される際には、下水道料金の対象になります。

工事湧水を公共下水道に排出される際には、あらかじめ、**公共下水道一時使用届**(裏面)及び添付書類(排水系統図、工程表、調査表等)の提出が必要になりますので、所管する下水道事務所出張所へご提出をお願いします。

なお、リチャージウェル工法等の特殊工法により、工事湧水を公共下水道に排出しない予定であっても、あらかじめ、下記下水道事務所にご相談ください。

◆ 東京都下水道条例(抜粋)

(使用の開始等の届出)

第8条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用するときは、この限りではない。

◆ 下水道料金の徴収について

下水道料金は使用水量に応じて算定します。また、工事湧水の使用水量は、計量容器による測定等を行って認定します。

下水道料金の計算方法、届出書類、出張所所在地等の詳細については、東京都下水道局のホームページ(<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/kurasi/ryoukin/ryokin.htm>)をご覧ください。

<問合せ先>

下水道事務所	連絡先	管 轄
中部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3270-8321	千代田区、中央区、港区※、渋谷区
北部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5820-4348	文京区、台東区、豊島区、荒川区
東部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3645-9646	墨田区、江東区、港区・品川区の一部※
東部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5680-1335	足立区、葛飾区、江戸川区
西部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5343-6206	新宿区、中野区、杉並区
西部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3969-2700	北区、板橋区、練馬区
南部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5734-5041	品川区※、目黒区、大田区、世田谷区

※港区台場地区、品川区東八潮地区は東部第一下水道事務所が管轄

このリーフレットは、「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、該当する団体と契約し、作成しています。

第9号様式の2(第26条関係)

公共下水道一時使用届

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第8条の規定により、公共下水道の一時使用（開始・再開）について、次のとおり届け出ます。

お客さまサービス課					出張所	
課長	業務担当		管路施設担当		所長	係員
	課長代理	係員	課長代理	係員		

届出人	区 丁目 番 号 電話 印	届出年月日	年	月	日
		担当者名			
料金支払場所及び 支払人氏名	□□□□-□□□□		電 話		
使用場所	区 丁目 番 号				
工事名					
使用予定期間	自 年 月 日	ポンプ 台 数	台	予 定 排 出 量	m ³ /日
	至 年 月 日				

(注)1 一時使用を休止又は廃止する場合は、別途、東京都下水道条例施行規程別記第9号様式（公共下水道使用届）により届け出て下さい。

2 届出人の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

公共下水道一時使用届の提出をお願いします

日頃より、下水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東京23区内で、建設工事に伴って発生する工事湧水(地中掘削時に一時的に発生する湧き水)は、事業活動の結果として発生する汚水であり、公共下水道に排出される際には、下水道料金の対象になります。

工事湧水を公共下水道に排出される際には、あらかじめ、**公共下水道一時使用届(裏面)**及び添付書類(排水系統図、工程表、調査表等)の提出が必要になりますので、所管する下水道事務所出張所へご提出をお願いします。

なお、リチャージウェル工法等の特殊工法により、工事湧水を公共下水道に排出しない予定であっても、あらかじめ、下記下水道事務所にご相談ください。

◆ 東京都下水道条例(抜粋)

(使用の開始等の届出)

第8条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用するときは、この限りではない。

◆ 下水道料金の徴収について

下水道料金は使用水量に応じて算定します。また、工事湧水の使用水量は、計量容器による測定等を行って認定します。

下水道料金の計算方法、届出書類、出張所所在地等の詳細については、東京都下水道局のホームページ(<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/kurasi/ryoukin/ryokin.htm>)をご覧ください。

<問合せ先>

下水道事務所	連絡先	管 轄
中部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3270-8321	千代田区、中央区、港区※、渋谷区
北部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5820-4348	文京区、台東区、豊島区、荒川区
東部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3645-9646	墨田区、江東区、港区・品川区の一部※
東部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5680-1335	足立区、葛飾区、江戸川区
西部第一下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5343-6206	新宿区、中野区、杉並区
西部第二下水道事務所お客さまサービス課業務担当	3969-2700	北区、板橋区、練馬区
南部下水道事務所お客さまサービス課業務担当	5734-5041	品川区※、目黒区、大田区、世田谷区

※港区台場地区、品川区東八潮地区は東部第一下水道事務所が管轄

このリーフレットは、「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、該当する団体と契約し、作成しています。

第9号様式の2(第26条関係)

公共下水道一時使用届

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第8条の規定により、公共下水道の一時使用（開始・再開）について、次のとおり届け出ます。

お客さまサービス課					出張所	
課長	業務担当		管路施設担当		所長	係員
	課長代理	係員	課長代理	係員		

届出人	区 丁目 番 号 電話 印	届出年月日	年	月	日
		担当者名			
料金支払場所及び 支払人氏名	□□□□-□□□□		電 話		
使用場所	区 丁目 番 号				
工事名					
使用予定期間	自 年 月 日	ポンプ 台 数	台	予 定 排 出 量	m ³ /日
	至 年 月 日				

- (注) 1 一時使用を休止又は廃止する場合は、別途、東京都下水道条例施行規程別記第9号様式（公共下水道使用届）により届け出て下さい。
2 届出人の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。